

青森県報

第二千二百七十三号

平成十六年
一月九日
(金曜日)

目 次

告 示

| | | |
|--------------------------|--------------|---|
| 生活保護法による医療機関の指定 | (健康福祉課) | 一 |
| 結核予防法による医療機関の指定 | (健康福祉課) | 一 |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 | (同) | 二 |
| 保安林の指定予定 | (林政課) | 二 |
| 公有水面埋立ての免許 | (漁港漁場整備課) | 二 |
| 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 | (同) | 三 |
| 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出 | (経理課) | 四 |
| 公 告 | | |
| 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 | (健康医療課) | 四 |
| 換地処分 | (農村整備課) | 五 |
| 土地改良区の解散 | (同) | 五 |
| 都市計画の変更案の縦覧 | (都市計画課) | 五 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (建築住宅課) | 五 |
| 建設業者の許可の取消し | (八戸県土整備事務所) | 六 |
| 右 同 | (十和田県土整備事務所) | 六 |
| 公安委員会 | | |
| 型式の検定適合遊技機 | (生活安全企画課) | 六 |

告 示

青森県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------|------------------|-----------|
| 弘愛会クリニック | 弘前市大字福村字林元九三 | 平成一五・二・一五 |
| 老人訪問看護ステーション「いこま」 | 青森市大字石江字岡部一五五の二九 | 一五・二・一 |

青森県告示第十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------|----------------|-----------|
| マエダ調剤薬局 城西店 | 弘前市大字南城西一丁目三の七 | 平成一五・二・一八 |

青森県告示第十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|------------------------|---|------------|------------------|
| 名 | 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
| サンロード青森きくちたかし クリニック | | 青森市緑三丁目九の二 | 平成一五・一〇・一 |

青森県告示第十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二二三〇
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年十二月二十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 - 1 免許を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県
青森県知事 三村申吾
 - 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾
- 二 埋立区域
 - 1 位置
下北郡東通村大字白糠字浜通一四一番及び一三九番の地先公有水面
 - 2 区域
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位（T・P・プラス〇・七九七メートル）における公有水面と東防波堤との境界線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位（T・P・プラス〇・七九七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
の地点 X座標 プラス二二六四〇八・四九二
Y座標 プラス 四七一五・九三五

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

二一、一五一・五三平方メートル

1 位置

下北郡東通村大字白糠字浜通五六番四から五六番二に隣接する国道三三八号、一四一番及び一三九番の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一條第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・七九七メートル)における公有水面と東防波堤との境界線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・七九七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二六四〇八・四九二
- Y座標 プラス 四七一・一五・九三五
- の地点 X座標 プラス二二六四二八・三四五
- Y座標 プラス 四七一・一八・三五六
- の地点 X座標 プラス二二六四〇五・〇三二
- Y座標 プラス 四七三〇九・五四〇

四 埋立地の用途

漁港施設用地

3 面積

三三、七〇五・五三平方メートル

- の地点 X座標 プラス二二六二九〇・八九五
- Y座標 プラス 四七二九五・六二二
- の地点 X座標 プラス二二六三〇五・六七〇
- Y座標 プラス 四七一七三・九二六
- の地点 X座標 プラス二二六一三六・九〇九
- Y座標 プラス 四七一五三・四三七
- の地点 X座標 プラス二二六一四五・〇五三
- Y座標 プラス 四七〇八六・三五三
- の地点 X座標 プラス二二六三三二・三四〇
- Y座標 プラス 四七一〇七・三八四

青森県告示第十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項の規定により、平成十一年十月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年十二月二十六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同條第二項の規定により告示する。
なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで三沢市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

- 青森市長島一丁目の一
- 青森県

2 代表者の住所及び氏名

- 青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

三沢市港町二丁目二、九に隣接し、同市大字三沢字浜通八八三の四及び同字浜通の国有林地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と の地点を結ぶ線により囲まれた区域

の地点 三沢市港町一丁目一番地地先の三沢港内東防波堤灯台（北緯四〇度四

〇分四二秒、東経一四一度二六分三六秒）から三二八度三〇分四三・

〇メートルの地点

の地点 から二五五度〇〇分四二〇・〇メートルの地点

の地点 から一六五度〇〇分四・八メートルの地点

の地点 から二五五度〇〇分四〇・〇メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分一七〇・〇メートルの地点

の地点 から三五二度〇〇分一六六・五メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分二〇・〇メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分二・三メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分一六〇・〇メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分〇・七メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分九〇・〇メートルの地点

の地点 から一六五度〇〇分〇・一メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分一七〇・〇メートルの地点

の地点 から一六五度〇〇分五二・九メートルの地点

の地点 から二五五度〇〇分四・〇メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分〇・五メートルの地点

の地点 から二五五度〇〇分二〇〇・五メートルの地点

の地点 から一六五度〇〇分二五一・〇メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分二〇〇・五メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分〇・五メートルの地点

㉑の地点 の地点から七五度〇〇分四・〇メートルの地点

3 面積

一〇四、二九五・二二平方メートル

青森県告示第十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年十二月二十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

北津軽郡板柳町大字福野田字実田一〇四

安田 和彦

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

全身用X線コンピュータ断層撮影装置システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院事務局管理調達課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年十二月九日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社自治体病院共済会

東京都千代田区紀尾井町三の二七

六 契約金額

三億九千九百四十二万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十五年十月二十二日

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、福左内地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、五戸台地土地改良区は、平成十五年十二月二十五日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市

計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十一条の規定により公告し、次のとおり浪岡都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

浪岡都市計画道路に関する都市計画（三・五・一号停車場稲村線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田の一部

2 追加される土地の区域

南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田の一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、浪岡町建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月十日から同月二十三日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

| | |
|---|---|
| <p>南津軽郡平賀町大字大光寺字福田九二の三</p> <p>一 南津軽郡平賀町大字新館字藤山一〇の</p> | <p>南津軽郡平賀町大字大光寺字福田九一 農事組合法人滝本水稻生産組合</p> <p>一 南津軽郡平賀町大字新館字藤山一六の 株式会社今井産業</p> |
|---|---|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社秀明商事
- 二 代表者の氏名 秋山 正司
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家三丁目七の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特・一三）第三〇〇〇四一号
- 五 取消年月日 平成十五年十二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十五年十二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大久

- 二 代表者の氏名 吉田 富彰
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大津二丁目一五六の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一〇）第一五〇八九号
- 五 取消年月日 平成十五年十二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築 大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十五年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月九日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

| 遊技機の種類 | 型 式 名 | 製造業者又は輸入業者名 |
|---------|-----------|-------------|
| ぱちんこ遊技機 | CR猛獣王ST | サミー株式会社 |
| " | CRドラツモ天国T | 豊丸産業株式会社 |
| " | CR大江戸百景X2 | 株式会社ソフィア |

| | | | | | | |
|------------|--------------|----------------|-----------|-------------|--------------------------|----------|
| 〃 | 回胴式遊技機 | アレンジボール 遊技機 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| サクランボショウケン | メタルスラッグ | CRアレパチアポロ1号H | CR仮面ライダー1 | CR大工の源さんL2Z | CRM4M CRファイバージャングルガール | CR大江戸百景X |
| 株式会社バルテック | 株式会社SNKプレイモア | タイヨーエレクトク株式会社 | 京楽産業株式会社 | 株式会社三洋物産 | 株式会社三共 | 〃 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭